

**事業**

**ファミリーサポートセンター利用料助成事業について**

ファミリーサポートセンターとは、子育ての援助を受けたい人（利用会員）と子育ての援助を行いたい人（サポート会員）が会員となり、子育てについて助け合う会員組織です。

概要：ファミリーサポートセンターを利用する、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、利用料の一部を助成する事業を開始します。

**■内容**

**1 対象者**

- ① ひとり親家庭医療費助成の受給世帯
- ② 生活保護を受けている世帯
- ③ 前年度分の市町民税が非課税の世帯
- ④ 中国残留邦人等の支援給付の受給世帯

**2 助成金額**

利用料の2分の1（1月あたり1万円を限度とします）  
※交通費等の実費分及びキャンセル料は除きます。

**3 申請窓口**

本 庁	子育て支援課総合支援係
西那須野支所	保育課
塩原支所	総務福祉課

**4 事業開始日**

平成29年4月1日



## ファミリーサポートセンター利用料助成事業



ひとり親等家庭等の経済的負担軽減を図るため、平成29年4月1日からファミリーサポートセンターの利用料助成を行います。

### (1) 助成の対象

- ひとり親家庭医療費の受給世帯
- 生活保護を受けている世帯
- 前年度分の市町民税が非課税の世帯
- 中国残留邦人等の支援給付の受給世帯

### (2) 助成金額

- 利用料の2分の1（1月あたり1万円を限度とします。）  
※交通費等の実費分及びキャンセル料は除きます。

### (3) 申請方法

- 助成を受けるには、事前登録が必要です。利用料助成登録申請書（様式第1号）を提出してください。
- 登録の決定を受けた日以降の利用料について、助成申請ができます。
- 申請書等の様式については、ホームページに掲載するほか、ファミリーサポートセンター及び次の提出先にも設置しています。

### (4) 申請書の提出先

西那須野支所	保育課
本庁	子育て支援課総合支援係
塩原支所	総務福祉課

〇お問合せ先  
〒329-2754  
那須塩原市あたご町2番3号  
子ども未来部保育課児童係  
TEL 0287-46-5535



©みるひい 那須塩原市

## 手続きの流れ

